

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

第二十二條の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百二・五」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の二百二・五」を「百分の二百十」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

議案第八号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市を除く。）
イ 法第十八条第一項の規定による許可に係る申請の受理	
ロ イに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づくものの項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の目第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の節を次のように改める。

第五節 申請に係る長期優良住宅建築	第一項 住宅建築等計画が、	第五項 住宅の品質確保の促進等に関する法律第	第五節 申請に係る長期優良住宅建築
一戸建ての住宅	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき 八千円
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき 一万五千元
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき 二万六千元
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき 四万千円

期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 認 定 申 請 に 対 す る 査 審														
項 規 定	住 宅 登 録	性 能 住 宅	機 関 機 関	第 一 項 第 一 号	に 掲 げ る 基 準	に 適 し	合 し	て い	と 認 め	ら れ	た も	の で	あ る	場 合
え 二 十 五 戸 以 下 の も の	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 二 十 五 戸 を 超 え 五 十 戸 以 下 の も の	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 五 十 戸 を 超 え 百 戸 以 下 の も の	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 百 戸 を 超 え 二 百 戸 以 下 の も の	建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 二 百 戸 を 超 え 三 百 戸 以 下 の も の	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き	共 同 住 宅 等 一 件 に つ き
	七 万 二 千 円			十 一 万 七 千 円		十 九 万 六 千 円				二 十 四 万 五 千 円			二 十 六 万 八 千 円	

増築					又は改築				
建築物全体の住戸の数が三百戸を超えるもの	一戸建ての住宅	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が十戸を超え二十五戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五戸を超え十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が十戸を超え二十五戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が五十戸を超え百戸以下のもの	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が百戸を超えるもの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	一万二千円	二万三千円	四万円	六万二千円	四万円	六万二千円	十万八千円	十万八千円	十万八千円

その他の場合											
新築											
建築物全体 であつて、 共同住宅等 であつて、 住宅	一戸建ての 住宅	超えるもの が三百戸を の住戸の数 建築物全体 であつて、 共同住宅等 であるもの	以下のも 超え三百戸 が二百戸を の住戸の数 建築物全体 であつて、 共同住宅等 であるもの	共同住宅等 の住戸の数が 二百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
十万千円	四万千円	円	四十万三千	千円	三十六万七	千円	二十九万五	千円	千円	千円	十七万六千

共同住宅等 の住戸の数が五十戸を超え百戸以下のもの	共同住宅等 の住戸の数が二十戸を超え五十戸以下のもの	共同住宅等 の住戸の数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	共同住宅等 の住戸の数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	共同住宅等 の住戸の数が五十戸を超え百戸以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
百八十九万	百二十万円	五十八万六千円	三十二万二千円	十六万三千円

増築又は改築			増築		
共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸を超 えるもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸を超 えるもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二百戸を超 えるもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二百戸を超 えるもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二百戸を超 えるもの
き	き	き	き	き	き
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
千円	円	円	円	円	円
二十四万四	十五万二千	六万二千	三百三十一	三百三十一	二百七十万
			万三千円	万三千円	六千円

建築物全体 であつて、 共同住宅等 の住戸の数が 百戸を超え 二百戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 百戸を超え 二百戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 五十戸を超え 百戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 二十五戸を超え 五十戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 二十五戸を超え 五十戸以下 のもの
き	き	き	き	き
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
四百六万円	二百八十三 万五千円	百五十三万 千円	八十七万九 千円	四十八万三 千円

		の住戸の数が二百戸を超え三百戸以下のもの 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が三百戸を超えるもの	一件につき 四百九十七万円
(摘要) 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(第五条第四項又は第五項の規定による認定の申請に係るものを除く。)の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。			

別表第一長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に基づくものの項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の目中「第三項」を「第五項」に、「額に」を「額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(第五条第四項又は第五項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、同節の摘要に定める額)に」に改め、「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料の目の次に次のように加える。

容積率の特例	第十八条第一項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	一件につき	十六万円
許可申請手数料		き	

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に基づくものの項銃砲又は刀剣類所持の許可申請手数料の目中「銃砲」を「銃砲等」に、

第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定による許可の申請	一件につき	六千八百円
--	-------	-------

を

第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請	一件につき	六千八百円
---	-------	-------

に改め、同目第四条第一項の規定による

銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の節の摘要第一号中「同号の規定による」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同節の摘要中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に

対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う者が、同時に他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請に係る手数料の額は、四千三百円とする。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料の目中「に掲げる」を「又は第三号に掲げる」に改め、同目の次に次のように加える。

クロスボウの取扱いに関する講習手数料	第五条の三の二第一	現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者	一件につき	三千円
	項の規定によるクロスボウの取扱の取扱いに関する講習の開催	その他の者	一件につき	六千九百円

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項国際競技に参加する外国人に係る所持の許可申請手数料の目中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項許可更新申請手数料の目中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、

新たな許可証の交付を伴う場合	一件につき	七千二百円
新たな許可証の交付を伴わない場合	一件につき	六千八百円

を

新たな許可証の交付を伴う第七條の三第一項の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可の更新の申請	一件につき	七千二百円
新たな許可証の交付を伴う第七條の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請	一件につき	七千二百円
新たな許可証の交付を伴わない第七條の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請	一件につき	六千八百円
更新の申請	一件につき	六千八百円

に改め、同目の摘要中「による」の下に

「獵銃又は空氣銃の所持の」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 新たな許可証の交付を伴う場合であつて、第七條の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が、同時に他の同項の規定によるクロスボ

ウの所持の許可の更新の申請を行うときににおける当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額及び同時に第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行うときににおける当該第七条の第三項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、四千八百円とする。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項許可更新申請手数料の目の摘要に次の一号を加える。

四 新たな許可証の交付を伴わない場合であつて、第七条の第三項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が、同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請を行うときににおける当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額及び同時に第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請を行うときににおける当該第七条の第三項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、四千四百円とする。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項年少射撃資格の認定のための講習手数料の目の次に次のように加える。

クロスボウ射撃資格認定申請手数料	第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	一件につき	九千三百円
附 則	<p>(摘要)</p> <p>第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請を行う者が同時に他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に係る手数料の額は、五千六百円とする。</p>		

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項の改正規定は、令和四年三月十五日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年千葉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第十一条の二 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか 四以下

二 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか 一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか 二十人以下

二 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか 一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第十条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第三十二条 第十二条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する
条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）の一
部を次のように改正する。

附則第八項中「五ミリグラム」を「四ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十二号

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県自然公園施設設置管理条例（昭和五十四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表勝浦海中公園施設の項及び上永井自然公園施設の項を削る。

別表白子自然公園施設の項庭球場利用料の目を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

千葉県自転車 の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第一条 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「児童等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）」を「未成年者」に、「児童等に」を「未成年者に」に改める。

第十三条第二項、第十四条第三項及び第十五条第一項中「児童等」を「未成年者」に改める。

第二条 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削り、同条第三項中「前各項」を「前項及び第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「自転車の貸付け」を「第十六条第三項に定めるもののほか、自転車の貸付け」に、「者に」を「者（以下「借受人」という。）」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「以下」を「次条第二項及び第十四条第三項において」に改める。

第十五条を次のように改める。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第十五条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その利用に係る自転車損害賠償保険等（自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの

をいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

（自転車損害賠償保険等の加入の確認等）

第十六条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員のうちに、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（学校における自転車損害賠償保険等の情報提供）

第十七条 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日

から施行する。

議案第十四号

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表鎌ヶ谷市の項中 「 鎌ヶ谷四本柵県営住宅 鎌ヶ谷市初富 」 を

「 鎌ヶ谷四本柵県営住宅 鎌ヶ谷市初富 鎌ヶ谷市佐津間 」 に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。